

第6章 弘前市の自殺対策の推進体制

第6章 弘前市の自殺対策の推進体制

1 推進体制

自殺対策を推進するため、市長が主宰する弘前市市政推進会議において、各施策・事業の調整・評価等を行い、部局横断による総合的な自殺対策の推進を図ります。

また、市の附属機関である弘前市健康づくり推進審議会において、自殺対策計画に関する提言や意見を聴取し、計画推進に反映していきます。

さらには、関係機関や民間団体等で構成する弘前市自殺対策連絡会議において、関係機関間の連携を強化し、進行状況の確認、評価を行うとともに、それぞれの分野での課題を探り、共有しながら、協働による一体的な施策の展開を図ります。

① 弘前市市政推進会議

市長、副市長、教育長及び各部長等で構成し、自殺対策の推進事業に関して、関係部局との情報共有・連携・調整を行い、各施策の推進・評価を行います。

② 弘前市健康づくり推進審議会

学識経験者や各種団体の代表者で構成し、計画に関する事項について審議を行い、提言や意見を聴取します。

③ 弘前市自殺対策連絡会議

関係団体の実務者レベルで構成し、自殺対策の推進に必要な事項について連絡・協議し、協働による一体的な施策を展開します。

2 周知・啓発

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、市ホームページをはじめ多様な媒体を活用し、自殺予防について市民への周知・啓発を行います。

3 進行管理

本計画の策定及び計画に関する取組状況や目標値の達成状況等について把握・評価を行い、適切な進行管理を行います。

① 弘前市市政推進会議

職 名
市長
副市長
教育長
企画部長
企画部理事
総務部長
財務部長
市民生活部長
福祉部長兼福祉事務所長
健康こども部長
農林部長
商工部長
観光部長
建設部長
都市整備部長
岩木総合支所長
相馬総合支所長
会計管理者
上下水道部長
教育部長
農業委員会事務局長
学校教育推進監
企画部法務指導監

② 弘前市健康づくり推進審議会

No.	区分	団体名	役職名		審議会での役職
			職名	氏名	
1	学識経験のある者	弘前大学大学院医学研究科	教授	井原 一成	会長
2		青森県立保健大学看護学科	教授	古川 照美	
3	保健・医療関係者	一般社団法人弘前市医師会	会長	澤田 美彦	会長職務代理者
4		一般社団法人弘前歯科医師会	会長	石岡 隆弘	
5		一般社団法人弘前薬剤師会	会長	磯木 雄之輔	
6		青森県栄養士会弘前地区会	運営委員長	佐藤 史枝	
7	公共的団体の推薦を受けた者	弘前市学校保健会	会長	福島 龍之	
8		弘前市食生活改善推進員会	会長	斎藤 明子	
9		ひろさき健幸増進リーダー会	会長	八木橋 喜代治	
10		弘前市健康づくりサポーター連絡協議会	会長	成田 津江	
11		弘前市町会連合会	副会長	村田 大六	
12		弘前商工会議所	副会頭	三上 美知子	
13	関係行政機関の職員	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）	保健総室長	齋藤 和子	
14	公募による市民			阿保 ひとみ	
15				野上 由芳	

③ 弘前市自殺対策連絡会議構成団体

No.	分野	団体名
1		弘前大学
2	医療関係者	一般社団法人弘前市医師会
3		一般社団法人弘前薬剤師会
4	教育関係者	弘前大学
5		弘前学院大学社会福祉学部
6	労働・就労・経済関係	弘前労働基準監督署
7		弘前商工会議所中小企業相談所
8	相談関係	認定NPO法人あおもりのちの電話
9	地域関係者	弘前市民生委員児童委員協議会
10		弘前市老人クラブ連合会
11		弘前市社会福祉協議会地域福祉課
12	行政関係者	弘前警察署生活安全課
13		中南地域県民局地域健康福祉部保健総室 (弘前保健所)
14		弘前消防本部警防課

④ 弘前市自殺対策連絡会議運営要領

(目的)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の基本理念に基づき、関係機関団体の連携のもとに、本市における総合的な自殺対策に関する事項の連絡調整、協議、検討を行うため、弘前市自殺対策連絡会議（以下「会議」という。）を開催するものとする。

(協議事項)

第2条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策推進のための連絡調整及び情報交換並びに連携協力に関すること。
- (2) 自殺対策計画策定に関する諸施策の検討及び評価に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は構成員20人以内をもって開催する。

2 会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 労働・就労・経済関係者
- (4) 相談関係者
- (5) 地域関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、関係者が必要と認める者

(庶務)

第4条 会議の庶務は、健康こども部健康増進課において行う。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する

⑤ 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた計画の推進

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals（以下、SDGs）は、2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された、「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成された、2030年までの国際開発目標です。

自殺総合対策大綱において、「自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての理念も持ち合わせるものである」とされているところであり、本計画においても、SDGsの理念と合致させながら、計画に掲げる施策を推進していきます。

本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsのゴールは、表10のとおりです。



（ロゴ：国連広報センター作成）

表10 自殺対策計画施策とSDGsのゴール関連表

施策		施策項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
基本 施策	1 自殺対策を支える 人材の育成	①気づき・見守りができる人材の育成				●															
		②支え合いの地域づくり			●								●						●	●	
	2 住民への啓発と周 知	①心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発			●	●								●							
		②次世代からの教育・普及啓発			●	●															
	3 生きることの促進 要因への支援	①健康に関する相談や支援			●																
		②生活・経済・仕事に関する相談や支援	●		●					●		●									
		③子ども・子育てに関する相談や支援	●		●																
		④その他の相談や支援	●		●		●					●									
	4 児童生徒のSOSの出 し方に関する教育	①SOSの出し方に関する教育の推進				●															
		②教職員等に対する普及啓発				●															
5 地域におけるネット ワークの強化	①自殺の危険がある人を早期に関係機関へつなぐ連携強化			●									●						●	●	
	②自殺未遂者や遺された人への支援			●																	
重点 対象 群 施策	1 子ども・若者対策	①児童・生徒・学生などへの相談や支援				●						●	●						●		
		②経済的困難を抱える子どもなどへの支援	●			●						●									
		③社会全体で子ども・若者の自殺リスクを減らす取組			●															●	●
	2 生活困窮者・無職 者・失業者対策	①多分野多機関のネットワークによる包括的支援	●		●															●	●
		②生活困窮を抱えたハイリスク者に対する支援制度の周知及び相談や支援	●		●					●		●									
	3 高齢者対策	①包括的な支援のための連携推進			●															●	●
		②地域における要介護者に対する支援			●									●							
		③高齢者の健康不安に対する支援			●									●							
		④社会参加の強化と孤独・孤立の予防			●									●						●	●
		⑤生活不安を抱える高齢者に対する生活支援	●		●									●							●
4 女性対策	①妊産婦に対する相談や支援			●		●															
	②困難な問題を抱える女性への相談や支援	●		●		●						●									